

北海道森林管理局における「週休 2 日」推進の取り組み
(最終改正：令和 7 年 4 月 17 日)

森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の工事について、「週休 2 日を促進する森林土木工事の試行について」に関する通知の一部改正があったことから、下記のとおり取り組むこととしましたので、お知らせいたします。

1. 試行工事の内容 （令和 7 年 10 月 1 日以降の入札公告工事から適用）

主な変更点は下記のとおり。

（1）対象工事（週休 2 日方式の選択）

①現場閉所による週休 2 日方式

森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）の工種区分を適用する工事。ただし、対象工事とすることが不適当な工事は対象外とする場合がある。

②交替制による週休 2 日方式

森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）の工種区分を適用する工事のうち、災害復旧工事等の緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事及び社会的要請や現場条件の制約等により、連続施工や早期の完成が求められる等の現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

（2）発注方式の選択

①発注者指定方式

原則全ての工事を対象とする。

②受注者希望方式

応急工事等の緊急に実施する必要がある場合や現場条件等から①により難しい場合の工事を対象とする。

（3）実施状況確認方法

①休日取得計画書

受注者から毎月、休日取得計画書を当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに監督職員へ提出し計画状況を確認する。

②休日取得実績書

受注者から毎月、休日取得実績書を当該作業実施月の翌月初め（最終月は工事完了後）に速やかに監督職員へ提出し実施状況を確認する。

（4）補正係数

①労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率に乗じる補正係数

ア 現場閉所による週休2日方式

<u>現場閉所の状況</u>	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>
労務単価	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
機械経費（賃料）	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>

イ 交替制による週休2日方式

<u>休日確保の状況</u>	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>
労務単価	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
現場管理費	1.03	<u>1.01</u>

②市場単価方式により乗じる補正係数

ア 現場閉所による週休2日方式

名 称	区分	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.03</u>	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	<u>1.02</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
防護柵設置工（落石防止柵）		<u>1.01</u>	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
道路標識設置工	設置	1.00	<u>1.00</u>
	撤去・移設	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
道路付属物設置工	設置	<u>1.01</u>	1.01
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	<u>1.01</u>
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
<u>橋梁用伸縮継手装置設置工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
<u>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>

イ 交替制による週休2日方式

名 称	区分	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.03</u>	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	<u>1.02</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
防護柵設置工（落石防止柵）		<u>1.01</u>	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	撤去・移設	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
道路付属物設置工	設置	<u>1.01</u>	1.01
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	<u>1.01</u>
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	<u>1.01</u>
橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>

③土木工事標準単価方式により乗じる補正係数

ア 現場閉所による週休2日方式

名 称	区分	月単位の4週 8休以上	通期の4週8 休以上
区画線工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
排水構造物工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
コンクリートブロック積工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
	人力	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
橋梁塗装工		<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
塗膜除去工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
道路反射鏡設置工事	設置	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
侵食防止用植生マット工（養生マ ット工）		<u>1.04</u>	<u>1.04</u>

イ 交替制による週休2日方式

名 称	区分	月単位の4週 8休以上	通期の4週8 休以上
区画線工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
排水構造物工		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
コンクリートブロック積工		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
構造物取りこわし工	機械	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
	人力	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
橋梁塗装工		<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
塗膜除去工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
道路反射鏡設置工事	設置	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
侵食防止用植生マット工（養生マ ット工）		<u>1.04</u>	<u>1.04</u>

（5）間接費等補正方法

①当初設計時

月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて補正する。

市場単価方式及び土木工事標準単価方式により積算を行う工種についても同様に補正係数を乗じる。

②精算時（月単位の4週8休以上を達成した場合）

当初設計時の補正のままで契約変更は行わない。

③精算時（通期の4週8休以上、月単位の4週8休未満の場合）

通期の4週8休以上の補正係数に減額変更を行う。

④精算時（通期の4週8休に満たない場合）

補正係数を各経費に乗じずに減額変更を行う。

（6）工事成績評定における評価

発注者指定方式において、提出された休日取得計画表が週休2日の取得を前提としておらず、監督職員が改善に向けた指示を行ってもその是正がされないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合にマイナス評価を行う。

（7）取組実績証明書の発行

4週8休以上の現場閉所等を達成した場合、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を工事完成検査結果通知と同時期に通知を行う。

（8）地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の活用

交替制による週休2日に取り組む場合には、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」

及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられるため、契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（９）総合評価落札方式における評価

過去１年度間に森林土木工事における週休２日の取組実績証明書（以下「証明書」という。）の通知を受けた場合、総合評価の評価項目において次の評価方法により加点評価を行う。

- ① 競争参加資格確認申請書にて証明書の通知を受けた実績の有無の記載があり、証明書の写しの添付により確認できる場合に加点評価を行う。なお、提出書類の簡素化による場合以外で証明書の写しの添付がない場合は評価しない。
- ② 経常建設共同事業体においては、構成員のうち１者以上が証明書の通知を受けた実績がある場合に評価する。
- ③ 加点評価の配点は、実績ありの場合１点、実績なしの場合０点とする。
- ④ 評価点の満点が３０点を超えることから、得られた評価点に $30 / (\text{評価点の満点})$ を乗じた数値を加算点とする。（小数点以下第２位を切り捨てて算出する。）

２ その他留意事項

（１）交替制の休日状況の確認

交替制の場合は、技術者等が休日に他工事に従事して休日を取得したと申請することができないことから、休日に他工事に従事していないことを確認する。

（２）交替制で現場代理人が休日を取得する場合

国有林野事業工事請負契約約款第１０条第３項に合致する現場条件であることを受発注者間で確認する。